

Bitcoin売買取引約款

第1条（本約款の趣旨）

- 1 このBitcoin売買取引約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社ビットアルゴ取引所東京（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行うBitcoin現物取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客様に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組み及びリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客様と当社との間の取り決めです。なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、Bitcoin取引説明書（以下「取引説明書」といいます。）の関連箇所または用語集において説明しています。
- 2 Bitcoin現物取引とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条5項各号に規定される仮想通貨のうち、平成21年5月24日に中本哲史氏により掲載された論文「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」に基づく仮想通貨であるBitcoinを、当社の業務規程に定めるところにより売買し、最終的に当該Bitcoinとそれに対当した法定通貨である日本円を受渡すことにより売買を終結することを前提とした取引をいいます。
- 3 本約款は、当社のホームページ上で電磁的方式により掲示します。

第2条（リスク及び自己責任の原則）

- 1 Bitcoinをはじめとする仮想通貨売買取引には、預貯金やMMF等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客様は、本取引を行うにあたり、当社から本約款及び取引説明書の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾していただき、かつ仮想通貨取引の特徴、仕組み及びリスク、ならびに本取引の特徴、取引条件を把握し、また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、ご自身の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。
 - (1) 当取引所で売買取引される仮想通貨は、特定の国家、あるいは公的機関でその価値が保証されたものではないこと。
 - (2) 仮想通貨取引は、政治・経済情勢の変化及び各国政府（特に、日本国及び中華人民共和国。）・自主規制機関の法令等もしくは規制等により影響を受けるおそれがあること。
 - (3) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。
 - (4) 仮想通貨は、インターネット上の「仮想」であることからサイバー攻撃等により、全部又は一部を消失する可能性があること。
 - (5) 仮想通貨の取引は、ブロックチェーンでの取引認証により価値の移転が行われるため、最終的な取引確認（価値の移転）に一定の時間を要すること。
 - (6) 仮想通貨の売買市場では24時間常に交換レートが変動している（一部の休日等を除きます。）ことから、相場の変動等により、差損が発生するおそれ（価格変動リスク）があること。
 - (7) 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合等に、取引の停止・中止等を行うことがあること。
 - (8) 本取引の取引手数料の額その他の取引条件の細則については、当社業務規程及び取引説明書等において、別途当社が定めること。
 - (9) 本取引の口座番号等は、盗難または第三者への漏えいのないよう、お客様がご自身の責任で管理する必要があること、第三者がお客様の口座番号等を利用した場合にもお客様ご本人が責任を負うこと。

- (10) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは仮想通貨売買取引のリスクの一部であり、全てのリスクを網羅しているわけではないこと。
- (11) 仮想通貨売買取引は、多額の損失を被る危険を伴う取引をお客様のご自身の判断と責任において行うものであるため、本約款及び取引説明書のみには依拠することなく、適宜、ご自身の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、お客様が自ら取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスクについて十分に研究し、知識、経験、財産の状況及び投資目的等に見合った取引を行うことが肝要であること。

第3条（機器等の環境）

- 1 本取引は口座開設から決済までを主としてインターネットを通じた非対面取引により行うものであり、本取引を行うためには、お客様は単独でパソコンまたは携帯端末での基本操作を行えることが必要です。
- 2 本システムの利用にあたり、お客様は、あらかじめ本システムを利用するために必要な機器、回線、設備及びソフトウェア等（以下「機器等」といいます。）をお客様の責任及び費用負担において準備し、維持するものとします。
- 3 本システムの規格変更その他の理由により、お客様の使用している機器等が本システムに対応することができなくなった場合、お客様は、お客様の責任及び費用負担において本システムに対応した機器等を準備するものとします。

第4条（法令等の順守）

- 1 お客様及び当社は、本取引にあたり「資金決済に関する法律」その他の関係法令を遵守するものとします。

第5条（口座の開設及び取引の適格要件）

- 1 お客様は、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い、当社Bitcoin売買取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。
- 2 本口座の開設及び個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客様が仮想通貨売買取引の特徴、仕組み及びリスク、ならびに、本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、本約款及び取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること、及び以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

（個人のお客様の場合）

- (1) ご自身の判断と責任によりBitcoin売買取引を行えること。
- (2) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。
- (3) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。
- (4) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、Bitcoinや本邦通貨の入出金にかかる通知及び書面を電磁的方法により提供することを、電磁的方法によりご承諾いただけること。
- (5) 日本国内に居住する20歳以上の行為能力を有する個人であること。
- (6) 本約款に定めるお客様の義務に違反していないこと。
- (7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するためにBitcoin売買取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- (8) お客様が当社より出金する本邦通貨の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することに同意いただけること。
- (9) その他当社所定の基準を満たしていること。

(法人のお客様の場合)

- (1) 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の判断要件の主なものは以下のようになっております。
 - ア) 取引担当者は1口座につき1名。
 - イ) 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
 - ウ) 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
 - エ) 日本国内に居住する20歳以上の行為能力を有する個人であること。
 - オ) 口座名義人である法人に籍があること。
- (4) 取引担当者の判断と責任によりBitcoin売買取引を行えること。
- (5) 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- (6) 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- (7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、Bitcoin及び法定通貨の受領にかかる書面等を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- (8) 本約款に定めるお客様の義務に違反していないこと。
- (9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するためにBitcoin売買取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- (10) お客様が当社より出金する法定通貨の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。
- (11) その他当社が定める基準を満たしていること。

第6条（本取引に関する注意事項）

1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。
 - (1) 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。
 - (2) 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。
2. 本取引に関して行われる全ての仮想通貨及び法定通貨の計上は本口座を用いて処理するものとします。本口座は、お客様お一人様（法人の場合は、一法人様）につき、一口座とさせていただきます。
3. 本口座の開設または個別取引の諾否は、当社が当社の審査基準（第5条に定める適格要件を含みます。）に基づき判定するものとし、かかる審査基準に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は本口座の開設または個別取引をお断りすることができるものとします。なお、当社は、かかる審査基準を開示しないものとします。また、判定の結果当社が本口座の開設または個別取引をお断りした場合であっても、当社は、その理由については開示しないものとします。
4. 本口座を開設したお客様が、第5条に定める適格要件を満たさなくなつ場合には、直ちに当社に対して通知するものとします。

第7条（口座の開設手続及び名義）

1. 当社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号及び初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパス

ワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客様は、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客様の管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客様の責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。

2. 前項に基づき当社が通知した口座番号等を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、当社に届け出た名義以外の名義により本口座に対して仮想通貨又は法定通貨のいずれも入金することはできないものとします。
3. お客様は、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うものとし、第三者から委託を受けてまたは第三者に委託して本取引を行うことはできないものとします。
4. お客様が前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客様の口座の機能の全部もしくは一部を停止または解約することができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。
5. お客様は、口座番号等（変更後のパスワードも含みます。）が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の口座番号等により、第三者が行った全ての取引についての責任はお客様ご本人が負担するものとします。また、第三者がお客様の口座番号等を使用して本取引を行うことによりお客様に生じた損害について、当社は、故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負担しないものとします。さらに、お客様が、第三者にお客様の口座番号等を使用させたことに関して当社に損害等が生じた場合には、お客様は、当社に対して、かかる損害等を賠償、補償または補填するものとします。
6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客様は当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申し込み時にお客様が提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客様は直ちに当社に対して通知するものとします。お客様が申し込み時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客様が当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客様に生じた一切の責任はお客様が負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客様の必要情報が一致する状態に変更することがあります。
7. お客様が、本取引を行うことは、法律、政令、規則その他の法令（以下「法令等」といいます。）、行政機関の規則・ガイドラインその他規制等、自主規制機関の規制等及び定款その他の社内規則（お客様が法人の場合）に違反せず、また本取引のために必要な法令上の手続き（許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届出等を含みます。）及び社内手続き（お客様が法人の場合）はその全てが履行されているものとし、これらに違反したことによりお客様または当社に生じた一切の損害はお客様が負担するものとします。

第8条（財産の分別管理）

1. 当社は、資金決済に関する法律第63条の11に規定される「利用者財産の管理」を遵守し、お客様の法定通貨又は仮想通貨と当社の法定通貨又は仮想通貨とを厳格に分別して管理致します。
2. 分別管理の方法は、法定通貨については銀行口座を、仮想通貨についてはBitGoウォレットを用いて管理致します。

第9条（本取引の取引条件、本サービスの範囲）

1. 本取引の取引条件及び本サービスの範囲は、取引説明書において定めるものとしま

- す。
2. 当社は、本取引の取引条件、本サービスの範囲を実質的に変更する場合には、変更する旨及びその内容を、当社の運営するホームページにおいて、お客様に公表した上で、変更するものとします。
 3. 個別取引ごとの具体的な取引の種類、取引対象仮想通貨等の取引の件数または数量、約定数値、売買の別、その他の事項は、第11条に従ったお客様の注文に基づき、決定されるものとします。

第10条（本サービス提供の一時停止）

1. 当社は、本システムの機器等の瑕疵もしくは障害（以下「システム障害」と言います。）または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止することができるものとします。

第11条（注文及び注文の有効期限）

1. お客様は、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引対象仮想通貨、数量及び約定数値等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引にかかる注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。
2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客様が本システムを使用できない状況が発生し、かつ当社が必要と認めた場合に限り、お客様は、電話、FAX、電子メール等のうち当社が指定する方法により、売買の注文を行うことができるものとします。
3. 本約款に定める他、本取引の注文方法、有効期限、その他の取り扱いについては業務規程に定めるところによるものとします。

第12条（注文の受付）

1. お客様が本システムを利用して当社へ発注する注文は、お客様がホームページにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。
2. 前項にもかかわらず、システム障害等の理由により当社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、当社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。

第13条（注文の取消等）

1. お客様が本システムを利用して当社に指示された注文は、当該注文が約定されていない限り（執行中を除く）、お客様は当該注文を取消または撤回すること（以下「取消等」といいます。）ができるものとします。かかる取消等は、当社が取消等をする旨の入力内容を受け付けた時点で効力を発生するものとし、効力発生までに注文の約定が行われた場合には、注文の約定が優先するものとします。
2. お客様の注文は、約定前（執行中を除く）かつ当社が訂正を認める場合に限り、その内容を訂正できるものとします。

第14条（注文の受注）

1. お客様が本システムを利用して当社に対して注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は、全ての注文の受注を行わないものとします。
 - (1) お客様の注文が本約款等に反する場合。
 - (2) お客様が第5条2項に定める適格要件を満たされなくなった場合。
2. お客様の注文ミスまたはお客様が必要な確認を怠ったために、注文が約定され、または約定されなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第15条（注文等の照会）

1. お客様が本システムを利用して行った取引の内容は、本システムを利用してホーム

ページ上の取引画面（以下「取引画面」といいます。）にて照会できるものとし、お客様は自己の責任により、取引画面において、本取引の管理を行うものとし、

第16条（取引手数料）

1. お客様が本システムを利用して注文を行い、かつ当該注文が約定された場合、当社は、当社所定の取引手数料を申し受けるものとし、取引手数料の額、徴収方法その他の取引手数料に関する取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとし、

第17条（届出事項の変更）

1. 当社に届け出たお客様の氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地その他当社が定める事項に変更があった時は、お客様は、当社に対し直ちに当社の所定の方法をもってその旨の届け出をするものとし、

第18条（報告書等の作成及び提出）

1. お客様は、お客様にかかる本取引の内容その他について、当社が日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとし、この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとし、
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に起因してお客様に発生した一切の損害については、当社に故意または重大な過失がない限り、当社は免責されるものとし、

第19条（免責事項）

1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとし、
 - (1) 天災地変、政変等の事由により、仮想通貨売買取引の注文執行、仮想通貨又は法定通貨の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
 - (2) サイバー攻撃等により、仮想通貨の流通が機能不全に陥ったことにより生じた損害。
 - (3) 各国政府の法令等、行政機関のガイドライン、規制等の新設・改廃または自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。
 - (4) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬または遅延等の事由（インターネット回線の混雑を含みます。）により生じた損害。
 - (5) 法令等、本約款に従って当社が本人確認した上で、金銭の授受その他の処理を行ったことに起因または関連して生じた損害。
 - (6) お客様の口座番号等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されている口座番号等との一致を当社が確認して行った取引により生じた損害。
 - (7) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、当社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム・オンライン・ソフトウェアの故障・誤作動等その他取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア・ソフトウェア・システム・オンラインの故障や誤作動により生じた損害。
 - (8) お客様の注文ミスまたはお客様が必要な確認を怠ったために、注文が約定され、または約定されなかったことにより生じた損害。
 - (9) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、解約等に基づきお客様に発生した損害。
 - (10) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、かかる事由には、相場情報先からの異常レートの配信、またはシ

ステムの故障その他の原因により、当社ホームページに表示される高値もしくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。

- (11) お客様が本サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、第三者（当社の顧客を含む）への提供、営業目的での利用、加工または再配信等お客様の取引目的以外の目的で利用したことに関連して生じた損害。
 - (12) 国内の金融機関の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じた損害。
 - (13) 国内の金融機関の休日または当社の取扱時間外のために、本取引にかかる諸通知が遅延したことにより生じた損害。
 - (14) その他当社の責めによらない事由により生じた損害。
2. システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により当社の気配情報の誤表示が発生した場合には、当社は、当該気配に基づく一切の取引または仮想通貨に対する法定通貨の評価等を取り消すことができるものとし、その損害について当社は免責されるものとします。また、第三者から当社が相場情報を入手していた場合、相場急変動等による情報提供先からの配信の停止または異常情報の配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引に係る気配配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について当社は免責されるものとします。
 3. システムの故障その他の事由により本システムに障害が発生した場合、当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客様に対して注意事項等の通知または公表を行うことがあります。お客様は、これらの当社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。

第21条（外国PEPsに該当しないことの申告）

1. お客様は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める以下の各号の外国PEPs（Politically Exposed Persons）でないことを確約します。
 - (1) 外国の元首

- (2) 外国において下記の職にある者
- (3) 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- (4) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- (5) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (6) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- (7) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (8) 中央銀行の役員
- (9) 予算について国会の議決を経る、又は承認を受けなければならない法人の役員
- (10) 過去に(1)から(9)であった者
- (11) (1)から(10)の家族（配偶者（事実婚を含む。））、父母、子、兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子）
- (12) (1)から(11)が実質的支配者である法人

第22条（本口座の停止または解約）

1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客様は停止された範囲において本口座での仮想通貨又は法定通貨の出金、仮想通貨売買取引の注文または決済等ができなくなります。
 - (1) お客様が当社に対し本口座の停止の申し入れをした時。
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。
 - (3) 第30条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。
 - (4) お客様が本約款第5第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。
 - (5) 当社により過誤入金がなされた時。
 - (6) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。
2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。
 - (1) お客様が当社に対し本口座の解約の申し入れをした時。
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。
 - (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
 - (4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために仮想通貨売買取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。
 - (5) 当社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。
 - (6) お客様が本約款第5条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。
 - (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。
3. 第1項に基づき本口座の機能の全部または一部が停止された場合、お客様が本口座の停止解除を申し出た時には、当社が本口座の機能の全部または一部の停止を解除することが相当であると判断した場合に、当社の所定の方法に従い本口座の機能の全部または一部の停止が解除されるものとします。
4. 第2項にもとづき当社がお客様の口座を解約した場合には、お客様は、そのような事態に至ってもそれに異議を申し立てないものとします。また、当該取引停止又は口座閉鎖によりお客様に損害が生じた場合でも、一切お客様の責任であり、当社に損害賠償請求を行わないこととします。
5. 本契約の終了（終了の事由を問わず、期間満了も含む。）にかかわらず、第17条、第25条、第26条、第27条及び第29条の効力は存続するものとします。

第23条（通知の効力）

1. 本約款における当社からお客様に対する通知については、本約款に別段の定めがある場合を除き、当社が運営する Web サイト上の情報閲覧サービスその他のサービスにおいて、通知の内容を確認できる状態にすることをもって、通知したものとみなします。
2. お客様の届け出た住所、事務所の所在地またはお客様のメールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第24条（取引報告書等について）

1. 当社は、原則として取引画面（携帯端末は除きます。）において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付サービスにより、お客様の取引明細、保有ポジション（建玉）明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行するものとします。

第25条（取引内容の確認）

1. 本システムを利用しての注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じた時は、本システムに保存されている記録内容（お客様が取引画面において入力したデータ等を含みます。）をもって解決するものとします。

第26条（個人情報の取り扱い）

1. 当社によるお客様の個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別途お客様に交付する書面にて通知し、または当社が Web サイトにて別途公表するところとするものとします。なお、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）に基づき、お客様の「本人確認記録」及び「取引記録」を、当社にて最低 10 年間保管する必要があります。

第27条（取得情報の個人利用）

1. お客様は、本システムを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的での利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第28条（外部委託）

1. 当社は、業務の一部について、外部の事業者へ委託することがあります。その場合であっても、お客様の権利等は、当社自身が行った場合と全く変わりございません。
2. 個人情報の取扱いについては、当社と同一の管理レベルを外部委託先に対しても求めることとし、定期的な監査の実施等で実効性の確保を図ります。

第29条（適用される法律）

1. 本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第30条（合意管轄）

1. お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、法令に別段の定めのある場合を除き、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第31条（本約款の変更）

1. 本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂されることがあります。

す。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意をいただくものとします。この場合、お客様は、原則として Web サイト等にて当該変更に同意いただいた場合に限り、本約款の改訂後も本取引を継続できるものとします。なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな約款を送付するものとします。

第32条（その他）

1. 本約款に定めのない事項または本約款の履行もしくは解釈につき疑義を生じた場合は、関係法令等に従う他、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

2017年6月29日

株式会社 ビットアルゴ取引所東京